



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)

号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1
	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 2
	鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則（ク）…………… 2
	人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（ク）…………… 3
	人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則（ク）…………… 3
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 4
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（ク）…………… 4

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第4号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課の設置）

第2条 事務局に、任用課及び給与課を置く。

第3条総務課の項中「総務課」を「任用課」に改め、同項第5号中「調査及び人事記録の管理並びに統計報告の作成」を「調査研究」に改め、同項中第10号を第16号とし、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (9) 職員の厚生福利制度の研究及びその成果の作成に関すること。
- (10) 職員の分限及び懲戒の手続の実施に関すること。
- (11) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び判定に関すること。
- (12) 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。
- (13) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の補償に関する審査請求に対する審査及び裁定に関すること。
- (14) 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

(15) 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務の処理に関すること。

第3条職員課の項中「職員課」を「給与課」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「、厚生福利制度」を削り、同項中同号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを削り、同項第8号中「登録」を「登録等」に改め、同項中同号を第3号とし、第9号から第11号までを削る。

第4条を削り、第5条第2項中「及び課の内部組織」を削り、「それぞれその長」を「課長」に改め、同条第3項を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第5号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「参事、主査、課長、主幹、係長」を「課長、課長補佐、副主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第6号

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会議事規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（会議の公開）

第4条 会議は、法令、条例又は他の人事委員会規則に特別の定めがある場合を除き、これを公開する。ただし、出席委員の過半数の同意によって決定したときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第7号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第37号を同条第38号とし、同条第36号中「鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第7条第1項及び第2項」を「鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項、第2項及び第4項」に、「及びその期間の延長」を「、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定」に改め、同条中同号を第37号とし、第30号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、同条第29号中「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号）」を「勤務時間規則」に、「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）」を「県費負担教職員勤務時間規則」に改め、同条中同号を第30号とし、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第4条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）第4条第3項の規定による協議をすること。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第8号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中「主務係長」を「主務課の課長補佐」に改める。

別表事務局長専決事項の項第12号中「鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第7条第1項及び第2項」を「鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項、第2項及び第4項」に、「及びその期間の延長」を「、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定」に改め、同表課長専決事項の項中「総務課長」を「任用課長」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第16条の表第10号中「男性職員にあつては、」を削り、「1年」を「1年6月」に改める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第15条の表第10号中「男性職員にあつては、」を削り、「1年」を「1年6月」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表議会の事務局の項中「課長補佐 総務課秘書室長」を「参事 総務課秘書室長 課長補佐 主幹(法制に関する事務を行う主幹に限る。) 副主幹(法制に関する事務を行う副主幹に限る。)」に改め、同表知事の事務局の本庁の項中「県民室長 水産振興局長 大規模活性化プロジェクト推進室長 工事検査室長 課長 秘書課広報室長 職員課行政体制整備室長 同和対策課人権施策推進室長 環境政策課環境計画室長 商政課経済政策室長 工業振興課技術開発室長 経営指導課団体指導室長 経営指導課専門技術員室長 林務課林業専門技術員室長 水産課水産振興室長 管理課企画室長 道路課高速道路推進室長 建築課営繕企画室長」を「水産振興局長 課長 室長(消防課無線室の室長を除く。)」に、「課長補佐 室長補佐 職員課主幹(他の地方公共団体等に派遣されている主幹を除く。) 財政課主計員 秘書課秘書第一係長 秘書課秘書第二係長 総務課法制係長」を「課長補佐(総務課の知事及び副知事の秘書に関する事務を行う課長補佐を含む。) 室長補佐(職員課行政体制整備室の室長補佐を含む。) 財政課主計員 総務課法制係長 総務課秘書第一係長 総務課秘書第二

係長」に改め、同表知事の事務部局の項中

公 文 書 館	館長 次長
---------	-------

を

公 文 書 館	館長 次長
県 民 局	局長 課長

に、

米子商工労政事務所	所長
高等技術専門学校	校長 総務課
地方農林振興局	局長 課長
地域農業改良普及センター	所長

長
国営事業推進室長

を

高等技術専門学校	校長 総務課長
地方農林振興局	局長 副局長 課長 農業改良普及部長 国営事業推進室長

に、

土 木 事

務 所	所長 課長 室長
-----	----------

を

土 木 事 務 所	所長 副所長 課長 室長
-----------	--------------

に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「高等学校課高校改革推進室長

文化課美術館開設準備室長」を「室長」に、「室長補佐 高等学校課高校改革推進室主幹」を「室長補佐」に、「小中学校課障害児教育係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）」を「小中学校課障害児教育室室員（人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。）」に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育機

関の項中

高 等 学 校	校長 教頭 舎監長 事務長 船長 機関長
---------	----------------------

を

高 等 学 校	校長長
---------	-----

教頭 舎監長 事務長 船

に改め、同表人事委員会事務局の項中「主幹 係長」を「課長補佐 副主幹」

に改める。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。